

事 務 連 絡
平成20年4月14日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長補佐（業務担当）

時効を理由として不支給決定した石綿による労災保険給付の
請求事案について

標記について、国会対応に必要なため、下記により本年4月15日午前中（厳
守）までに別紙「調査票」等をファクシミリにより回答すること。

記

- 1 平成18年3月27日以降に受け付けた労災保険の遺族補償給付請求事案
について、平成18～19年度において、時効を理由に不支給決定を行った
事案がある場合には、別紙「調査票」の「1遺族補償給付の時効による不支
給決定事案」に必要事項を記載すること。
- 2 平成18年3月27日以降、労災保険の遺族補償給付の請求に至らなかつ
た石綿による疾病に係る相談事案について、既に時効により、労災保険給付
の受給権が消滅していることを把握した事案がある場合には、別紙「調査票」
の「2相談等を通じて既に時効により受給権が消滅していることを把握した
事案」に必要事項を記載するとともに、当該相談票等の記録の写しも送信す
ること。

なお、本件については相談票等の記録が存在するものに限ること。

回答先：補償課業務係（担当：西村、小川）
番号 03-3502-6488

別紙

局名	
----	--

調 査 票

1 遺族補償給付の時効による不支給決定事案

	時効による不支給決定件数	不支給決定事案の内容		
		署名	労働者の死亡年月日	請求年月日
平成18年度	件			
平成19年度	件			

注1) 署名については不支給決定を行った署を記載すること。

注2) 平成18年3月27日～31日に不支給決定を行った事案は平成18年度分に含むこと。

2 相談等を通じて既に時効により受給権が消滅していることを把握した事案

	把握件数	事案の内容		
		署名	労働者の死亡年月日	相談年月日
平成18年度	件			
平成19年度	件			

注1) 署名については相談対応を行った署を記載すること。

注2) 平成18年3月27日～31日に相談対応を行った事案は平成18年度分に含むこと。